

# 大月市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年4月  
大月市

## 文書履歴

策定・改定年月日	計画の名称
平成21年6月24日	大月市新型インフルエンザ行動計画
平成27年9月27日	大月市新型インフルエンザ等対策行動計画
令和 8年4月15日	大月市新型インフルエンザ等対策行動計画

# 用語の略称

(五十音順)

略 称	用 語
法令	
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)
その他	
医療措置協定	感染症法第 36 条の3第 1 項に規定する医療措置協定
外出自粛対象者	新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の患者等のうち、感染症法により外出自粛の協力を求められた者
学校等	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校」及び同法第 124 条の「専修学校」
患者等	感染症の患者、病原体に感染した可能性の高い疑似症の者及び無症状で病原体を保有する者
感染症指定医療機関	感染症法第 6 条第 14 項に規定する第一種感染症指定医療機関及び次項に規定する第二種感染症指定医療機関
感染症有事	県対策本部が設置されてから、特措法によらない通常の対策に移行するまでの間における、感染症危機への事態対処が必要な状況
県行動計画	特措法第 7 条第 1 項の規定により山梨県知事が定める「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」
県対策本部	特措法第 22 条第 1 項の規定により山梨県知事が設置する対策本部
高齢者施設等	入所系の高齢者施設及び障害者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所
市行動計画	特措法第 8 条第 1 項の規定により大月市長が定める「大月市新型インフルエンザ等対策行動計画」
市対策本部	国による緊急事態宣言の対象区域とされた大月市長が、特措法第 34 条第 1 項の規定により設置する対策本部 庁内対策会議で全庁体制に移行する必要があると判断されたときは任意で設置することができる

略 称	用 語
新型インフルエンザ等	全国かつ急速にまん延することで国民の生命・健康や生活・経済に重大な影響を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症（特措法が適用されるものに限る）
新型コロナ	感染症法上の位置付けが五類感染症になるまでの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
政府行動計画	特措法第6条第1項の規定により政府が定める「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」
庁内対策会議	新型インフルエンザ等の予防及び発生に緊急に対処するための「大月市新型インフルエンザ等庁内対策会議」
NESID（ネシッド）	感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されている「感染症サーベイランスシステム National Epidemiological Surveillance of Infectious Diseases」
保育所等	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の「保育所」及び同法第39条の2第1項の「幼保連携型認定こども園」並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定により認定を受けた「認定こども園」
YCDC （ワイ・シー・ディー・シー）	山梨県感染症対策センター（Yamanashi Center for Infectious Disease Control and Prevention）

# 目次

はじめに.....	1
第1部 総論.....	2
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針.....	3
第1節 感染症危機*を取り巻く状況.....	3
第2節 位置付け(法第8条第2項第1号).....	3
第3節 対策の目的.....	4
第4節 対策の基本的考え方.....	5
第2章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	6
第1節 有事のシナリオの考え方.....	6
第2節 対応時期の定義.....	6
第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目.....	9
第1節 対策項目.....	9
第2節 実施上の留意点.....	13
第4章 対策推進のための役割分担(法第8条第2項第4号).....	16
第2部 各論.....	18
第1章 実施体制.....	19
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	22
第3章 まん延防止.....	27
第4章 ワクチン.....	29
第5章 保健.....	41
第6章 物資.....	43
第7章 生活・経済の安定の確保.....	44
第3部 附属資料.....	48
医療機関一覧.....	49
特定接種の対象となる業種・職務について.....	50
大月市新型インフルエンザ等市内対策会議設置要綱.....	51
大月市新型インフルエンザ等対策本部条例.....	52
感染症情報発信体制.....	53
まん延防止対策の種類と強度.....	54
感染症法上の疾病分類及び措置.....	55
用語解説.....	56

## はじめに

令和7年6月に公開された映画「フロントライン」。

令和2年2月に、日本で初めて新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した豪華客船が横浜に入港した際、災害派遣医療チーム DMAT\*は、未知のウイルスに対する不安と恐怖の中で、さまざまな葛藤を抱えながらも懸命に人命救助に当たった。その実話を基に、未知のウイルスに最前線で立ち向かった医師や看護師たちの闘いが描かれていた。

対策本部で指揮をとる DMAT 指揮官役を小栗旬、厚生労働省の役人役を松坂桃李が演じ、映画で描かれた壮絶な現場はこれから続くコロナ禍の始まりに過ぎないということを思わせるエンディングとなっていた。

当時の様子を思い出せば、感染が広がっていく様と、それに対応する従事者への批判や偏見、感染者をあぶり出そうとする追及とそれに伴う誹謗中傷の数々や芸能人の訃報の知らせ。「自分は雇わないのではないか。」とっていた人も、感染が広がっていくにつれ、他人事ではなくなり、「自分だけは雇いたくない。」と不安や混乱が増していった。同時に、感染症対策に対する市民の意識や知識はアップデートされ、年代問わず感染症対策が当たり前になった。次第に職場や学校ではリモートワークの活用が増え、医療従事者への感謝の思いも報道されるようになり、新しい生活の在り方が見直され、学んだことも多いのではないだろうか。

こうした経験は、単に一つの感染症の記憶にとどまらず、今後の危機に備えるための大切な教訓として私たちの地域社会に蓄積された。本計画は、その教訓を踏まえつつ、新型インフルエンザ等\*対策特別措置法第8条に基づき策定する市行動計画であり、令和6年改定の政府行動計画・政府ガイドライン\*、並びに令和7年5月8日に全面改定された県行動計画と整合的に見直すものである。平成27年3月に策定した「大月市新型インフルエンザ等対策行動計画」を全面改定し、地域の特性とコロナ禍で学んだ知見を取り入れ、「平時の備え」と「有事の迅速な対応」を具体的に示す。

本計画が、市民の生命と暮らしを守る確かな指針となり、未来の感染症危機に強い地域づくりに繋がることを願い、ここに策定する。

# 第1部

## 【総論】

# 第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

## 第1節 感染症危機\*を取り巻く状況

以下に政府行動計画で示されている感染症危機を取り巻く状況について引用するが、感染症危機は国や県に起こる状況が同時に市内にも起こり得るものであり、感染症発生時にはスピード感をもって対応すること、平時からの取組について可能な限り準備しておくことが求められる。

### 【政府行動計画引用】

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナ\*が世界的な大流行（パンデミック\*）を引き起こす等、新興感染症\*等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ\*の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

## 第2節 位置付け（法第8条第2項第1号）

本計画は、特措法第8条の規定により、政府行動計画、政府ガイドライン及び県行動計画との整合性を図る中で、市行動計画を策定する。

市行動計画は、市が新型インフルエンザ等対策を実施する措置等を定めるとともに、病原性\*の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示す。

対象とする感染症は以下のとおりとする。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと

同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は、特措法の対象ではないが、国内外で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、情報の集約・共有を行い、国及び県の各種通知に基づき対策を協議・実施する。

本計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直しを行う。また、政府行動計画及び県行動計画に見直しがあった場合には適宜適切に変更を行う。

### 第3節 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期や地域、その感染力、病原性の高さ等を正確に予測することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

長期的には市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国・県及び本市の危機管理にかかわる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

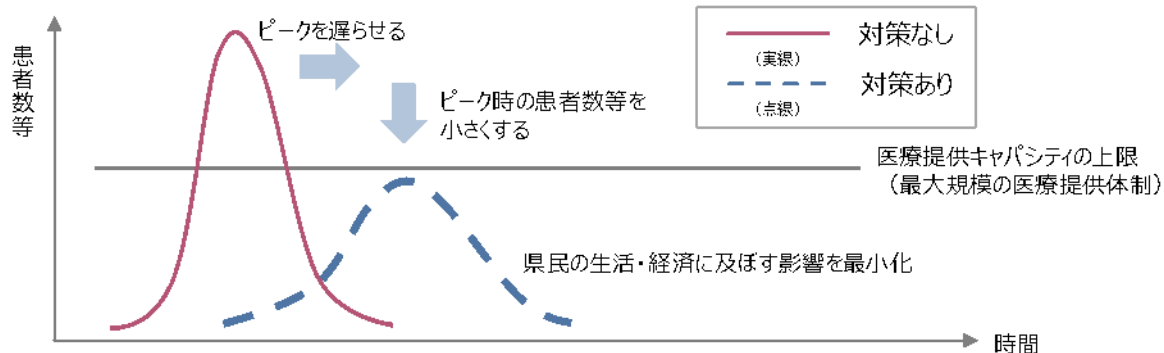
#### 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- (ア) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制整備等の時間を確保する。
- (イ) 流行のピーク時の患者数等をできるだけ小さくし、入院患者や重症患者の数を少なくして医療体制への負担を軽減するとともに、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

#### 2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする

- (ア) 感染拡大防止により欠勤者の数を減らす。
- (イ) 事業継続計画(BCP)\*の策定・実施等により、市民生活及び市民経済の安定に寄与する社会・経済機能の維持に努める。

## 対策の目的の概念図



《出典》県行動計画

### 第4節 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等への対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット\*といった感染対策\*が基本である。感染症有事において医療のひっ迫や社会的混乱を回避するためには、市民や事業者が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や、体温計や一般用医薬品の常備、マスクや食料品・日用品といった物資の備蓄の準備を平時から行うことが必要である。

その上で、新型インフルエンザ等による感染症有事の際には、外出の自粛若しくは施設の使用制限の要請又は業務縮小による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬・治療法を含めた医療対応とを組み合わせる総合的に実施することが求められる。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者・市民が自発的に職場や家庭における感染予防に取り組むとともに、事業者においては継続する重要業務を絞り込むことについて積極的に検討することが重要である。

本計画の各論で示す新型インフルエンザ等への対策は、新たな感染症の特徴や病原体の性状、流行の状況、地域の特性を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、実行可能性、社会・経済活動への影響を総合的に考慮した上で、その実施を判断するものである。

## 第2章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

### 第1節 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症\*も念頭に、中長期的に複数の感染症の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の考え方を踏まえて有事のシナリオを想定する。

- 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等について考慮する。
- 病原体について限られた知見しか明らかになっていない段階では、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 病原体の変異による病原性や感染性\*の変化、これらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化を織り込んだ想定とする。

### 第2節 対応時期の定義

区分	対応時期の定義
準備期	新たな感染症危機の発生前の段階 (P)
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 (A)
対応期	政府対策本部が設置され、基本的対処方針*が策定・公示されて以降の段階 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 封じ込めを念頭に対応する時期 (B)</li><li>○ 病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)</li><li>○ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)</li><li>○ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)</li></ul>

#### 1. 準備期

##### 【時期区分の考え方と想定シナリオ】

平時は、新型インフルエンザ等の感染症有事に備えて必要な取組を行う時期であることをより明確にするため、これを「準備期」として区分する。

この時期では、各種計画の策定・改定や、衛生物資\*の備蓄、感染症危機に対応可能な人材の養成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行うことを想定する。

## 2. 初動期

### 【時期区分の考え方と想定シナリオ】

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が発生したら、基本的対処方針が策定・公示されるまでの期間を「初動期」として区分する。

この時期では、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の知見を収集しつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応することを想定する。

## 3. 対応期

### 【時期区分の考え方と想定シナリオ】

初動期より後は、国が基本的対処方針により感染症危機へ対処するために必要な事項を示し、対策本部が本格稼働する時期であり、これを「対応期」として区分する。

対応期は、前節に示す感染症有事のシナリオの考え方をもとに、更に具体的に次の4つのシナリオを想定し、リスク評価に合わせて対策を切り替えていくこととする。

なお、市は、国及び県の方針を踏まえつつ、地域の感染状況、医療提供体制、住民生活への影響等を総合的に勘案し、必要な対策を迅速かつ柔軟に講ずるものとする。

#### (ア) 封じ込めを念頭に対応する時期 (B)

- 庁内に対策本部又は連絡体制を速やかに設置し、情報集約と意思決定を迅速に行う。
- 県や保健所、医療機関等と連携し、市民への情報提供や相談対応を行う。
- 公共施設、窓口、イベント等における感染拡大防止措置を徹底する。
- 必要に応じて、集会・行事の開催方法の見直しや延期・中止を検討する。
- 高齢者施設、福祉施設、学校等に対し、感染対策の周知・支援を行う。

#### (イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)

- 感染状況や医療ひっ迫の状況を把握し、対策の優先順位を整理する。
- 業務継続計画に基づき、市民サービスの維持に必要な業務を継続する。
- 外出自粛や行動制限等の影響を踏まえ、生活支援や相談支援を行う。
- 必要な物資、消毒資材、衛生資材等の確保・配分を行う。
- 学校、保育所、福祉施設、地域団体等と連携し、感染防止と社会機能の維持を図る。

#### (ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)

- ワクチン接種に関する周知、予約支援、会場運営等を行う。
- 治療や検査に関する最新情報を踏まえ、市民に適切な受診・相談行動を周知する。
- 段階的に通常業務へ移行しつつ、再流行に備えた監視と備えを継続する。
- 必要に応じて、行事・施設利用等の制限を緩和する一方、感染対策は継続する。

(エ) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

- 手洗い、換気、咳エチケット等の基本的感染対策の定着を図る。
- 季節性インフルエンザ等と同様に、平時の感染症対策を継続する。
- 次の感染症危機に備え、対応の検証と計画の見直しを行う。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

### 第1節 対策項目

政府行動計画及び県行動計画で示された対策項目の内、市として新型インフルエンザ等対策を進めるために次の7つの対策項目を設けることとする。

対策項目
① 実施体制
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション*
③ まん延防止
④ ワクチン
⑤ 保健
⑥ 物資
⑦ 生活・経済の安定の確保

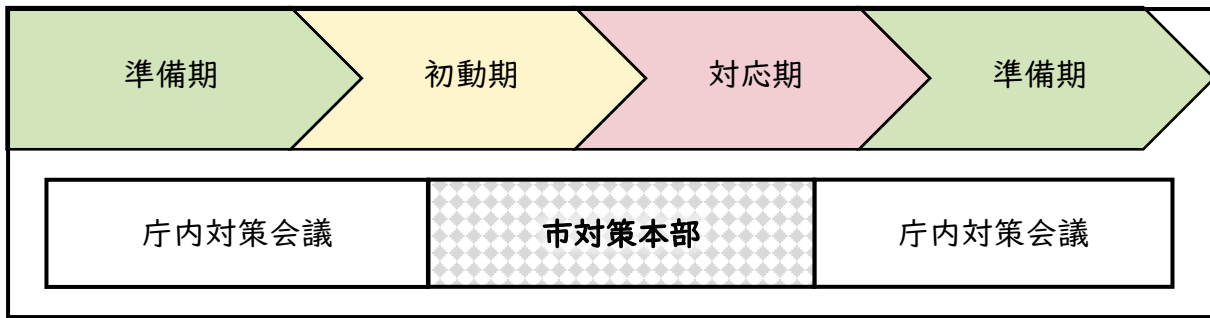
(参考) 国と県の対策項目

国	県
① 実施体制	① 実施体制
② 情報収集・分析	② 情報収集・分析
③ サーベイランス*	③ サーベイランス
④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
⑤ 水際対策*	⑤ 水際対策、まん延防止
⑥ まん延防止	⑥ ワクチン、治療薬・治療法
⑦ ワクチン	⑦ 医療
⑧ 医療	⑧ 検査
⑨ 治療薬・治療法	⑨ 保健
⑩ 検査	⑩ 物資
⑪ 保健	⑪ 生活・経済の安定の確保
⑫ 物資	
⑬ 生活・経済の安定の確保	

各対策項目の具体的な取組は、第2章第2節で設定した対応時期の区分に応じて各論に記載する。

# 1. 実施体制

## 対応時期ごとの組織体制



### (ア) 市内対策会議

\*大月市新型インフルエンザ等市内対策会議設置要綱に基づき設置

新たな感染症危機の発生前の段階（準備期）において市内対策会議を設置し、事前準備の進捗を確認し、関係部署間等の連携を確保しながら全市一体となった取組を推進する。

関係部署においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）において、特措法に基づき国又は県が対策本部を設置する前であっても、市対策本部を設置する判断をする。また、市対策本部が廃止された後においても、必要な感染症対策を講じるための協議・決定をする。

### (イ) 市対策本部

\*大月市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき設置

新型インフルエンザ等緊急事態\*宣言\*が発令されたときは、直ちに市対策本部を設置する。（特措法第34条）

特措法に基づき国又は県が対策本部を設置する前であっても、全市体制に移行する必要があると判断されたときには特措法によらない任意の市対策本部を設置する。

特措法第32条第5項の公示がされたときは、市長は遅延なく対策本部を廃止する。

### 設置する組織の構成

設置する組織	組織の構成員
(ア) 市内対策会議	市長、副市長、教育長、部長、教育次長、消防長、市長の指名する者（要綱第3条）
(イ) 市対策本部	本部長：市長（条例第2条1項） 副本部長：副市長及び教育長（条例第2条2項） 本部員：各部課長等（条例第2条3項4項5項）

### (ウ) 事業継続計画（BCP）の策定

新型インフルエンザ等の発生時においても市民の生活を維持するために必要な行政事務を実施できるように、準備期の段階で事業継続計画（BCP）を策定し、必要な整備

を進める。

## 2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報をその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

## 3. まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることが医療体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収める。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種等の複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、また、国及び県が行う対策に協力しながら、実施する対策の決定、実施している対策の縮小、中止を行う。

## 4. ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく必要がある。

## 5. 保健

新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、患者等\*若しくは濃厚接触者\*に対し、健康状態の報告を求め、又は自宅等から外出しないことへの協力を求める。

患者等から健康状態の報告を受けて行う健康観察\*は、県や市が対応するほか、外出自粛対象者\*の医療に関する対応は、外出自粛対象者への医療の提供に関する医療措置協定\*を締結した医療機関が、外出自粛対象者への医療の提供と併せて対応する。

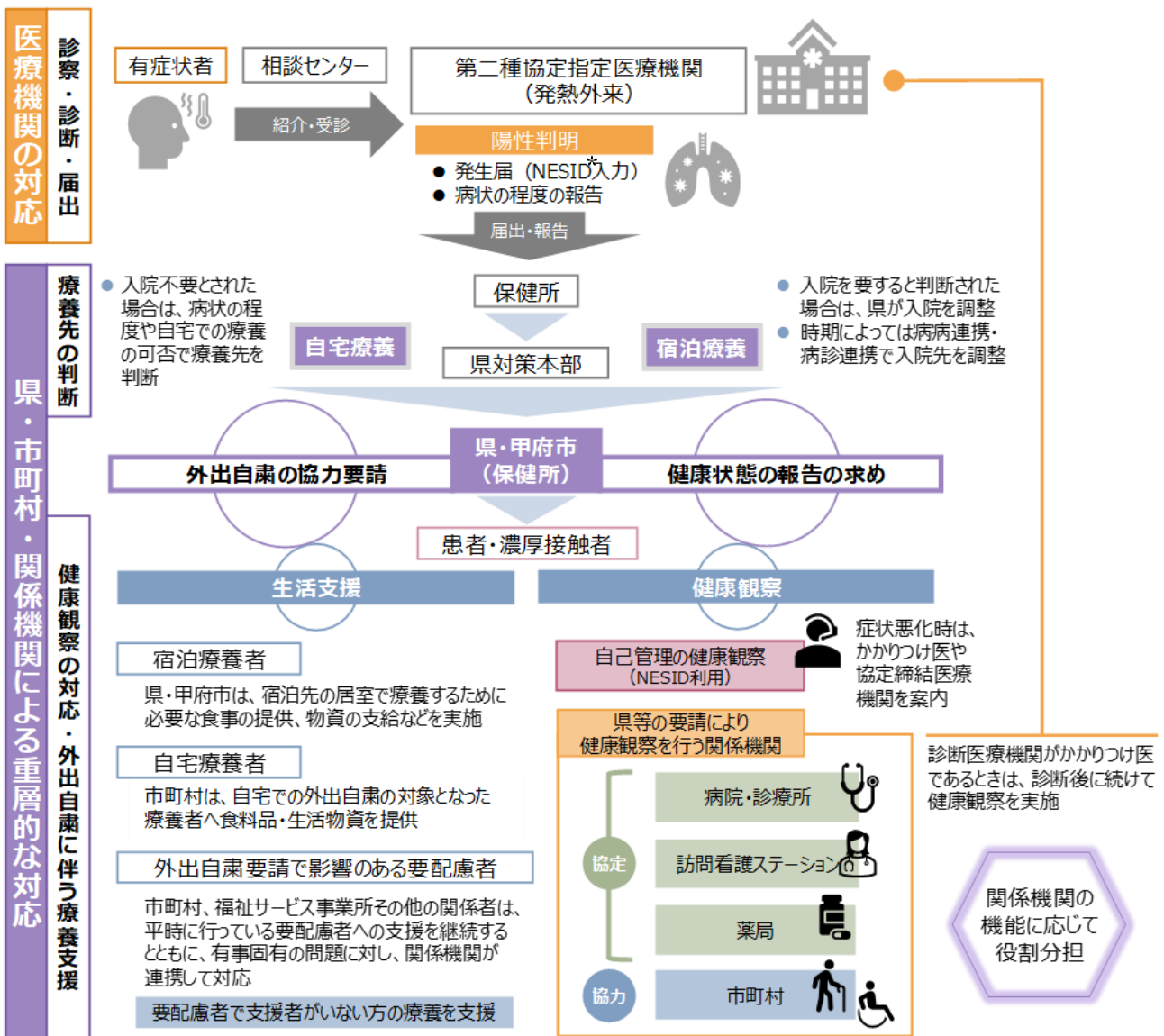
外出自粛の際に療養する場所には、宿泊施設、自宅若しくはこれに相当する場所がある。どの場所から外出しないことを求めるのかによって、療養支援の主体や内容が異なる。

宿泊施設から外出しないことを求める対象の患者等の療養支援は、県が行う。自宅から外出

しないことを求める対象の患者等については、県が行う要請の実効性を確保するため、患者等の状態に応じた食事又は食料品の提供、日用品の支給、介護サービスの提供等日常生活を営むために必要なものを支援することとし、市は、県の要請に基づき協力することを基本とする。この場合においても、外出自粛対象者への医療に関する対応は、外出自粛対象者への医療の提供に関する医療措置協定締結医療機関\*が行い、症状の悪化等により入院が必要になったときは、対応できる入院医療機関につなげる。

他方、濃厚接触者の健康観察は県又は市が対応する。ひとり暮らしの高齢者、妊産婦、小さなこどものいる世帯といった要配慮者\*の見回りや健康観察を行う。この場合、県に対し支援において必要な個人情報を提供・共有するよう依頼する。

## 関係機関と連携した療養支援の対応



《出典》県行動計画

## 6. 物資

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な个人防护具\*、消毒液を中心とした感染症対策物資等\*を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

また、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄を推進する。

## 7. 生活・経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。

また、平時から高齢者や障害者等の要配慮者の把握を行い、有事の際、生活支援、見回り、医療機関への移送等を迅速に行うことができるような体制を整えておくことが重要である。

万一、新型インフルエンザ等が大流行した場合には、人的な健康被害により警察機関や消防機関の防犯機能の低下や、社会機能全体としての低下が懸念される。社会全体にわたり機能が低下している中であっても、市民生活が維持できるよう、県からの要請に協力し、各行政機関、事業者へ感染予防策及び事業継続計画（BCP）の実施を呼びかけ、事業活動の維持を図る。

また、ごみ処理等の機能の確保が図れるように、体制を整えておくことが必要である。さらに、新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、火葬場の稼働能力を超える事態に備えて遺体を一時的に安置できる施設等の利用について、円滑に行うための体制を整えておくことが必要である。

### 第2節 実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、政府行動計画及び県行動計画又は業務継続計画（BCP）\*に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### 1. 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の視点で取り組むことにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報の収集・共有や分析の基盤となる DX\*の推進等を国及び県と連携して行う。

- (ア) 将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- (イ) 未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例の探知能力を向上させるとともに、感染事例を探知した後速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。
- (ウ) 感染症危機は必ず起こり得るものであることについて、日頃から普及啓発を行うとともに

に、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや訓練の実施・参加を通じて、平時の備えについて点検や改善を行う。

- (エ) 医療関連情報の有効活用、国及び県と連携した DX の推進のほか、人材の養成や行政機関間の連携といった複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

## 2. 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとり、適切な情報提供・共有により市民の生活・経済への影響を軽減させるとともに、心身ともに健康であることを確保することが重要である。このため、次の視点で取り組むことにより、対策の切替えを柔軟かつ機動的に行い、市民の生命・健康を保護し、市民の生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

対策の実施に当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの取り扱い方を整理する。

- (ア) 柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。
- (イ) 対策に当たっては、市民の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、感染症有事において適切な判断や行動が可能となるようにする。特にまん延防止等重点措置\*や緊急事態措置\*等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

## 3. 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法により市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するために必要最小限のものとする。加えて、対策には法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

患者等やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等に起因する偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者等の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである要配慮者

への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による地域社会の分断が生じないように取り組む。

#### 4. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症発生時における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬\*等の対策が有効である場合等により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### 5. 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部、市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。新型インフルエンザ等対策に関する総合調整\*を行う必要がある場合には、市対策本部長から、県対策本部長に対して、要請を行う。

また、感染症対策に携わる医療機関、高齢者施設等\*その他の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等対策を実施する。

#### 6. 感染症危機下の災害対応

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び県と連携して状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等の情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

#### 7. 記録の作成・保存

市対策本部等による新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 第4章 対策推進のための役割分担（法第8条第2項第4号）

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割について以下に示す。

### 1. 国

新型インフルエンザ等の発生に備え、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

また、各省庁では、行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、政府一体となった対策を講ずるとともに、各省庁においてもそれぞれ対策本部等を開催し、対策を強力に推進する。

また、新型インフルエンザ等対策本部は、「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会」を設置し、医学・公衆衛生の専門的見地からの意見を聴いて対策を進める。

### 2. 県

県予防計画に基づき、医療提供体制、検査体制及び宿泊療養環境の整備や、人材の養成・資質の向上、県型保健所・衛生環境研究所における感染症有事体制の確保を行う。

また、感染症対策連携協議会を活用して平時から、保健所設置市の甲府市その他の関係機関と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた取組を計画的に行う。

感染症有事の際は、国の基本的対処方針に基づき、県内の関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

### 3. 市

市民に最も近い行政単位であり、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、市民に対するワクチンの接種や市民の生活支援、独居高齢者や障害者等社会的要配慮者への支援に関する確に対策を実施する。

対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携を図る。特に富士・東部保健所との連携を密に行う。

### 4. 社会機能の維持に関わる事業者

医療関係者、公共サービス提供者、食料品等の製造・販売事業者、報道機関等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施等の準備を積極的に行う。

### 5. 一般の事業者

新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小すること

が必要な場合も想定される。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための対策の徹底が求められる。

## 6. 市民

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、健康管理、換気、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

感染症発生の際には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

また、感染症を原因とした偏見・差別を生じさせないように努める。

## 第2部

### 【各論】

# 第1章 実施体制

## 第1節 準備期

### 1. 実践的な訓練の実施・研修への参加

政府行動計画、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施、又は職員のスキルの向上のため国や県が行う研修に積極的に参加する。

[子育て健康課、総務管理課、福祉介護課、各課]

### 2. 市行動計画等の策定や体制整備・強化

(ア) 新型インフルエンザ等の発生に備え、取るべき体制や対策について市行動計画を策定・改定する。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

[子育て健康課]

(イ) 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を策定・改定する。

[子育て健康課、各課]

(ウ) 市行動計画や業務継続計画の策定・改定に当たっては、関連する他の計画と整合性のとれたものとなるように配慮する。

[子育て健康課]

(エ) 緊急事態宣言の対象区域になった場合等、感染症有事における業務の種類・量を把握し、当該業務を適正かつ確実に実行できる市対策本部体制及びそのための規定を整備する。

[子育て健康課、各課]

(オ) 庁内対策会議を設置し、事前準備の進捗を確認し、関係部署間等の連携を確保しながら全庁一体となった取組を推進する。

関係部署においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

[子育て健康課、庁内対策会議]

### 3. 国及び県との連携の強化

(ア) 国及び県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び対策の実施等を適切に行うことができる体制を整備する。

[子育て健康課、総務管理課、福祉介護課]

- (イ) 新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

[子育て健康課、関係課]

## 第2節 初動期

### 1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (ア) 特措法に基づき国又は県が対策本部を設置する前であっても、市対策本部を設置する判断を庁内対策会議において行う。

[子育て健康課、庁内対策会議]

- (イ) 府県対策本部を設置した場合や県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

[子育て健康課、庁内対策会議]

- (ウ) 必要に応じて、第1節（準備期）2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

[子育て健康課、関係課]

- (エ) 休日及び夜間に緊急的に対応すべき事案が発生した時は、宿日直担当が連絡を受け関係部署へ報告し対応できる体制を整える。

[子育て健康課、関係課]

### 2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、対策に要する経費について必要な準備を行う。

[企画財政課]

## 第3節 対応期

### 1. 基本となる実施体制

- (ア) 市行動計画及び業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策や優先度の高い業務の実施に必要な体制を継続的に確保するとともに、人員体制を強化するため、全庁的な対応を推進する。

[子育て健康課、各課]

(イ) 市における対策が円滑に進むよう、県が随時収集する新型インフルエンザ等の対応に関する情報を共有するため、必要に応じ職員(リエゾン)を県型保健所に派遣する。

[子育て健康課]

(ウ) 新型インフルエンザ等のまん延により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策\*の事務の代行を要請する。

[子育て健康課]

(エ) 特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

[子育て健康課]

(オ) 国及び県からの財政支援を有効に活用するとともに、財源を確保し、必要な対策を実施する。

[企画財政課]

(カ) 新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を実施する。

[秘書広報課、関係課]

## 2. 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

[子育て健康課、対策本部]

## 3. 市対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

[子育て健康課、対策本部]

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 1. 新型インフルエンザ等の発生前における情報提供・共有の体制整備

- (ア) 平時から市民が感染症危機に対する理解を深めるために信頼性のある情報提供・共有を行い、有用な情報源の発信に努めるとともに、相談窓口等で可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。  
〔子育て健康課〕
- (イ) 市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことがあり得る。こうしたことを踏まえ、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報等、県が必要と認める情報の提供を受けるとされている。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておく。  
〔子育て健康課〕
- (ウ) 市民が理解しやすい情報提供を行うため、リスクコミュニケーション等に関する研修や実践による職員の資質向上を図る。  
〔子育て健康課〕
- (エ) 情報提供・共有に当たっては、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを啓発する。  
〔子育て健康課〕
- (オ) 地域における感染拡大の起点となりやすい保育所等、学校等、重症化リスクが高いと考えられる高齢者施設等を所管する関係部局と子育て健康課とが相互に連携して感染症や公衆衛生対策について関係者に分かりやすく情報提供・共有する。  
〔子育て健康課、関係課〕
- (カ) 自らの情報提供・共有が市民の有用な情報源としてその認知度・信頼度が一層向上するよう、科学的根拠に基づく情報の発信に取り組む。  
〔子育て健康課〕
- (キ) 感染者やその家族、勤務先等の所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得るだけでなく、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなることを平時から普及啓発する。  
〔子育て健康課〕

- (ク) 平時から、科学的根拠に基づいた情報を繰り返し発信するとともに、科学的根拠が不明確な情報や偽・誤情報の拡散状況に応じ、各種媒体（Web、SNS のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体）を活用して偽・誤情報に関する注意喚起を行う。

[子育て健康課]

## 第2節 初動期

### 1. 情報提供・共有について

- (ア) 国及び県の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明をするため、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

[子育て健康課、秘書広報課]

- (イ) 市民に対し、新型インフルエンザ等の感染を疑う行動歴や症状がある場合は、県が設置する相談センター\*・相談窓口等へ相談するよう周知する。

[子育て健康課]

- (ウ) 各種媒体（Web、SNS のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体）を利用し、新たな感染症の特性や発生状況、感染対策等の情報を市民向けに分かりやすく発信する。

[子育て健康課]

- (エ) 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。

[子育て健康課]

- (オ) 準備期に検討した情報提供・共有の方策を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。

[子育て健康課]

- (カ) 国や県が開設する情報等を総覧できる Web サイトを市民に情報提供・共有する。

[子育て健康課]

- (キ) 国が作成した一般向け Q&A を各種媒体（Web、SNS 等のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体）で情報提供・共有する。

[子育て健康課]

(ク) 個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することも含め、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを发出する。

[子育て健康課]

(ケ) 感染者やその家族、勤務先等の所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、法的責任を伴う場合があること、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げになることなどを発信する。

[子育て健康課]

(コ) 科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、その時点で得られた科学的根拠に基づいた情報を発信し、市民が正しい情報を入手できるよう努める。

[子育て健康課]

(サ) 偏見・差別等に関する県、国、NPO等の相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。

[子育て健康課]

## 2. 双方向のコミュニケーションの実施

市相談窓口等を設置するとともに、可能な限り双方のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施する。

[子育て健康課]

## 第3節 対応期

### 1. 情報提供・共有について

(ア) 国及び県の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明をするため、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

[子育て健康課、秘書広報課]

(イ) 各種媒体(Web、SNSのデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体)により情報提供・共有を図る。

[子育て健康課、関係課]

(ウ) 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。

[子育て健康課、関係課]

- (エ) 業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。  
〔子育て健康課、関係課〕
- (オ) 国及び県が開設する、情報等を総覧できる Web サイトを市民に情報提供・共有する。  
〔子育て健康課〕
- (カ) 新たな感染症の特性や発生状況、感染対策といった情報を市民に分かりやすく発信する。  
〔子育て健康課〕
- (キ) 個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することから、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発信する。  
〔子育て健康課〕
- (ク) 国が作成・改定した一般向け Q&A を HP 等で情報提供するとともに、相談窓口等の体制を強化する。  
〔子育て健康課〕
- (ケ) 偏見・差別等は許されるものではなく法的責任を伴う場合があること、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染対策の妨げになることなどについて情報提供・共有を図る。  
〔子育て健康課〕
- (コ) 科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、科学的根拠に基づいた情報を発信し、市民が正しい情報を入手できるよう対処する。  
〔子育て健康課〕
- (サ) 偏見・差別等に関する国、県、NPO 等の相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。  
〔子育て健康課〕
- (シ) 偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS 等のプラットフォーム事業者に対して必要な協力・要請等を実施する。  
〔子育て健康課〕
- (ス) 病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、国及び県が行う感染対策等の根拠をもとに丁寧に説明する。  
〔子育て健康課〕

(セ) 病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、措置の強度等が異なることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠に基づいて分かりやすく説明する。

[子育て健康課]

(ソ) 特に影響の大きい年齢層を重点的に、リスク情報及びリスク情報に基づく対策等について、理解・協力を得るため丁寧に説明し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを図る。

[子育て健康課]

(タ) 市は、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点を県や県の専門家の知見を活用し、市民・関係者に対し丁寧に説明する。

[子育て健康課]

(チ) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期においては、順次広報体制を縮小する。

[子育て健康課]

## 2. 双方向のコミュニケーションの実施

市相談窓口等の設置を継続する。

[子育て健康課]

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

平時から感染症有事に備え、庁内体制、施設運営、周知方法、物資確保等を事前に整備する時期とする。

換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談窓口等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

[子育て健康課、各課]

### 第2節 初動期

#### 1. まん延防止対策の準備

新たな感染症が発生した段階で、感染拡大の早期抑制と情報収集を優先する時期とする。市行動計画・業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

[子育て健康課、各課]

### 第3節 対応期

#### 1. まん延防止対策の実施

国の基本的対処方針に基づき、本格的に感染拡大防止対策を実施する時期とする。

(ア) 県の要請及び国の方針に基づき、市民及び事業者に対し必要な協力を要請するとともに、施設の使用制限、営業時間の短縮、イベントの制限等について周知し、必要な措置を講ずる。あわせて、公共施設の休館、利用制限、貸館中止等について、感染状況に応じ適切に判断し、市主催行事、地域行事及び説明会等の開催方法を見直す。

[各課]

(イ) 学校、福祉施設、医療機関等との連携を図り、感染防止対策の強化に努めるとともに、相談窓口を継続し、市民の不安及び生活上の課題に対応する。

[子育て健康課、福祉介護課、学校教育課]

(ウ) 要配慮者に対する生活支援、見守り及び情報提供を行うほか、必要に応じて庁内の応援

体制や在宅勤務等を活用する。物資不足又は人員不足が生じた場合には、必要な調達、配分及び応援要請を行うとともに、ワクチン接種及び検査体制の整備に協力する。

[各課]

# 第4章 ワクチン

## 第1節 準備期

### 1. ワクチンの接種に必要な資材

以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

[子育て健康課]

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

<b>【準備品】</b>	<b>【医師・看護師用物品】</b>
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・気道確保セット ・AED ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	<b>【文房具類】</b>
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	<b>【会場設営物品】</b>
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 冷暖房

### 2. ワクチンの供給体制

実際にワクチンを供給するに当たっては、ワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

[子育て健康課]

### 3. 接種体制の構築

#### 3-1. 接種体制

医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築のため、円滑な救急搬送訓練等必要な訓練と、接種体制の構築に向けた検討を平時から行う。

[子育て健康課、福祉介護課、市民課、税務課、消防署、消防総務課、警防課]

#### 3-2. 特定接種\*

(ア) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

[子育て健康課]

(イ) 特定接種の対象となる国民生活・国民経済安定分野の事業者による登録申請を当該事業者に周知する。

[子育て健康課、福祉介護課、市民課、産業観光課]

(ウ) 国からの要請に基づき、特定接種登録事業者\*に対し、接種体制を円滑に構築するために必要な事項を周知する。

[子育て健康課、福祉介護課、市民課、産業観光課]

(エ) 特定接種登録事業者による業務(事業)継続計画(BCP)の策定を支援する。

[子育て健康課、福祉介護課、市民課、産業観光課]

(オ) 特定接種の対象となり得る地方公務員について対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

[子育て健康課、関係課]

#### 3-3. 住民接種\*

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 国及び県の協力を得ながら、予防接種法第6条第3項に基づき、市民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

[子育て健康課]

(a) 住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接

種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるように接種の流れを確認するシミュレーションを行う等接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 市職員の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する市民への周知方法の策定

(b) 医療従事者等や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者※	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A- (B+C+D+E1+E2+F+G) =H

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

(c) 医療従事者等の確保について、接種方法(集団的接種・個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者等の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者等の数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者等が必要であることから、医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、集団的接種・個別接種いず

れの場合も、医師会等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得られるよう取り組む。

- (d) 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光等、適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、医師会等と委託契約を締結し、医師会等が運営を行うことも検討する。

- (イ) 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

[子育て健康課]

- (ウ) 速やかに接種できるよう、医師会や学校関係者等と協力し、接種に携わる従事者の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

[子育て健康課]

#### 4. 情報提供・共有

- (ア) WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy（ワクチンをためらうこと）」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供等、双方向的な取組を進める。

[子育て健康課]

- (イ) 市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供を行う。

[子育て健康課]

#### 5. 庁内関係課との連携

予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び庁内関係課との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市教育委員会等との連携を進め、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康

診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知をする等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

[子育て健康課、福祉介護課、学校教育課]

## 6. DX の推進

(ア) 予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

[子育て健康課、秘書広報課]

(イ) 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

[子育て健康課、秘書広報課]

(ウ) 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

[子育て健康課]

## 第2節 初動期

### 1. 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

[子育て健康課]

### 2. ワクチンの接種に必要な資材

第4章第1節1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

[子育て健康課]

### 3. 接種体制

#### 3-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者等の確保が必要となることから、国及び県と連携し、医師会等の協力を得て、接種体制の構築を図る。

[子育て健康課]

#### 3-2. 住民接種

- (ア) 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

[子育て健康課]

- (イ) 接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理を担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

[子育て健康課、総務管理課、秘書広報課]

- (ウ) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託する等、業務負担の軽減策も検討する。

[子育て健康課、関係課]

- (エ) 接種には多くの医療従事者等の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。

[子育て健康課]

- (オ) 接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校等、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

[子育て健康課]

- (カ) 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

[子育て健康課、福祉介護課]

- (キ) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者等以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、

当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

[子育て健康課、秘書広報課]

- (ク) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、市の実情に合わせて、必要な医療従事者等の数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師、接種を担当する医師又は看護師、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者をおくこと(接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。)、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行等については、事務職員等が担当することが考えられる。

[子育て健康課]

- (ケ) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、医療機関や市消防本部と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

[子育て健康課、消防署、消防総務課、警防課]

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・気道確保セット ・AED ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 冷暖房

- (コ) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

[子育て健康課]

- (サ) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープ等により進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

[子育て健康課]

## 第3節 対応期

### 1. ワクチンや必要な資材の供給

(ア) ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、政府ガイドライン「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」第3章3.を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

[子育て健康課]

(イ) ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

[子育て健康課]

(ウ) ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行うことが想定される。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

[子育て健康課]

### 2. 接種体制

#### 2-1. 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員等の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

[子育て健康課]

#### 2-2. 住民接種

##### 2-2-1. 予防接種体制の構築

(ア) 準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

[子育て健康課]

(イ) 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

[子育て健康課]

(ウ) 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者等や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む）

む。)等を確保する。

[子育て健康課]

- (エ) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適當な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

[子育て健康課、秘書広報課]

- (オ) 医療従事者等、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

[子育て健康課、福祉介護課]

- (カ) 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、庁内関係課、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

[子育て健康課、福祉介護課]

#### 2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- (ア) 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国及び県に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

[子育て健康課]

- (イ) 接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

[子育て健康課]

- (ウ) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報紙への掲載等、紙での周知を実施する。

[子育て健康課、秘書広報課]

#### 2-2-3. 接種体制の拡充

- (ア) 感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、庁内関係課や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保

する。

[子育て健康課、福祉介護課]

- (イ) 市外においても予防接種が可能となるよう、全国の医療機関や市町村、都道府県が締結する集合的な契約に参加する。

[子育て健康課]

- (ウ) 変異株の出現により追加接種が必要な場合においても混乱なく円滑に接種が進められるよう国及び県と連携して接種体制を継続的に整備する。

[子育て健康課]

#### 2-2-4. 接種記録の管理

地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

[子育て健康課]

### 3. 健康被害救済

- (ア) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付を行う。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。

[子育て健康課]

- (イ) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。

[子育て健康課]

- (ウ) 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

[子育て健康課]

### 4. 情報提供・共有

#### 4-1. 特定接種及び住民接種に共通する対応

- (ア) 自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国及び県が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

[子育て健康課]

- (イ) 地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口等、必要な情報提供を行う。

[子育て健康課]

- (ウ) パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

[子育て健康課]

#### 4-2. 特定接種に係る対応

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口等の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。

[子育て健康課]

#### 4-3. 住民接種に係る対応

- (ア) 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。

[子育て健康課]

- (イ) 予防接種法第6条第3項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況に留意する。

[子育て健康課]

- (a) 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- (b) ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- (c) ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- (d) 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

- (ウ) これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。

[子育て健康課]

- (a) 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
- (b) ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
- (c) 接種の時期、方法等、市民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝える。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 1. 連携体制の構築

情報提供体制や感染症有事における医療提供体制の整備を進めるとともに、県からの求めに応じ自宅療養者\*に対する健康観察の実施体制を整えるため、平時から県や保健所等と必要な調整を通じ連携を強化する。

[子育て健康課]

#### 2. 医療提供の体制整備

感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや#7119\*・#8000\*を利用することなど、平時から救急車の適正利用を促進する。

[子育て健康課]

### 第2節 初動期

#### 1. 県が設置する相談センター等の周知

症例定義に当てはまる有症状者等が相談センターに相談することが新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のために重要であることを踏まえ、市民に対し、新型インフルエンザ等の感染を疑う行動歴や症状がある場合は、県が設置する相談センターへ相談するよう周知する。

[子育て健康課]

#### 2. 健康観察の体制

県からの求めに応じ新型インフルエンザ等の健康観察を行う体制を整える。

[子育て健康課]

#### 3. 医療提供体制の確保

地域の医療提供体制や医療機関への受診の方法を市民に周知するとともに、救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや#7119・#8000を利用することなど、救急車の適正利用を促進する。

[子育て健康課]

### 第3節 対応期

#### 1. 県が設置する相談センター等の周知

有症状者等からの相談に対応する県が運営する相談センターについて、引き続き周知する。

## 2. 健康観察及び生活支援の実施

(ア) 必要に応じて県が実施する健康観察に協力する。

[子育て健康課、福祉介護課]

(イ) 県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメータ等の物品の支給に協力する。

[市民課、税務課]

## 3. 医療提供体制の維持

(ア) 症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えるといった市民への救急車の適正利用や、#7119・#8000の利用の促進により救急搬送・救急医療提供体制の維持を図る。

[子育て健康課]

(イ) 感染症の特徴や病原体の性状、新型インフルエンザ等への対応力の高まりなどを踏まえ、感染症以外の疾患にかかる健康診断・検診や受診を控えることがないよう普及啓発を行う。

[子育て健康課]

## 4. 特措法によらない感染症対策に移行する時期の対応

市は、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点を県や県の専門家の知見を活用し、市民・関係者に対し丁寧に説明する。

[子育て健康課、福祉介護課、産業観光課]

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### 1. 感染症対策物資等の備蓄等

(ア) 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる等柔軟に対応する。

[子育て健康課、総務管理課]

(イ) 市消防本部は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等のための個人防護具の備蓄を進める。

[消防署、警防課]

### 第2節 初動期

#### 1. 感染症対策物資等の備蓄状況の確認

感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

[子育て健康課、総務管理課]

### 第3節 対応期

#### 1. 物資又は資材の共有

備蓄する物資又は資材が不足するときは、国又は県に対し必要な措置を講ずるよう要請する。

[子育て健康課、総務管理課]

## 第7章 生活・経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 1. 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内関係課での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

[子育て健康課、関係課]

#### 2. 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

[子育て健康課、秘書広報課、企画財政課]

#### 3. 物資及び資材の備蓄

(ア) 第6章第1節(「物資」における準備期)で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる等柔軟に対応する。

[子育て健康課、総務管理課]

(イ) 事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

[子育て健康課、関係課]

#### 4. 生活支援を要する者への支援等の準備

新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

[子育て健康課、福祉介護課、市民課]

#### 5. 火葬体制の構築

県と連携し、市内における火葬の適切な実施ができるよう庁内関係課との調整を行う。

[市民課]

## 6. 事業継続に向けた準備

指定地方公共機関以外の事業者の事業（業務）継続計画（BCP）の策定を推進するため、その策定を目指す事業者を支援する。その際、法令等により策定が義務付けられている場合は、記載すべき事項を満たすよう助言することとし、一般の事業者が策定する BCP は、事業継続力強化計画（簡易版 BCP）を含むものとして取り扱うことに留意する。

〔子育て健康課、関係課〕

### 第2節 初動期

#### 1. 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

〔市民課〕

#### 2. 生活支援の体制

新型インフルエンザ等の患者に生活支援を行う体制を整える。

〔市民課、税務課〕

### 第3節 対応期

#### 1. 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### 1-1. 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

〔子育て健康課、関係課〕

##### 1-2. 生活支援を要する者への支援

高齢者、障害者等の要配慮者に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

〔福祉介護課〕

##### 1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

〔学校教育課、大月短期大学〕

#### 1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 市民の生活・経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

[市民課、産業観光課]

(イ) 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

[市民課、産業観光課]

(ウ) 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

[市民課、産業観光課]

(エ) 新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく市町村が実施すべきとされる措置、その他適切な措置を講ずる。

[市民課、産業観光課]

#### 1-5. 埋葬・火葬の特例等

(ア) 県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働する。

[市民課]

(イ) 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

[市民課]

(ウ) 県の要請を受けて、火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。

[市民課]

(エ) 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。あわせて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

[市民課]

(オ) 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

[市民課]

(カ) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

[市民課]

## 2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 2-1. 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

[企画財政課、産業観光課]

### 2-2. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため東部地域広域水道企業団へ協力を要請する等必要な措置を講ずる。

[地域整備課]

# 第3部

## 【附属資料】

# 医療機関一覧

## 第一種感染症指定医療機関\*

	医療機関名	所在地	電話番号
1	山梨県立中央病院	甲府市富士見 1-1-1	055-253-7111

## 第二種感染症指定医療機関

	医療機関名	所在地	電話番号
1	地方独立行政法人 大月市立中央病院	大月市大月町花咲 1225	0554-22-1251
2	国民健康保険 富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田東7-77-1	0555-22-4111
3	市立甲府病院	甲府市増坪町 366	055-244-1111
4	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田 3954	0551-32-3221
5	公益財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院	山梨市落合 860	0553-23-1311
6	峡南医療センター 富士川病院	南巨摩郡富士川町鯉沢 340-1	0556-22-3135

## 市内診療所

	医療機関名	所在地	電話番号
1	共立診療所さるはし	大月市猿橋町殿上 587-1	0554-20-1311
2	黒田医院	大月市猿橋町猿橋 249-2	0554-22-0811
3	進士医院	大月市御太刀 1-8-19	0554-22-0150
4	すぎたに眼科	大月市御太刀 1-15-15	0554-37-0193
5	すずき整形外科医院	大月市御太刀 2-8-8	0554-22-6500
6	稚枝子おおつきクリニック	大月市大月 1-8-5	0554-56-7766
7	はちすか整形外科クリニック	大月市駒橋 1-2-36	0554-22-1117
8	初狩クリニック	大月市初狩町中初狩 108-1	0554-25-3211
9	花田医院	大月市初狩町下初狩 3290	0554-25-6035
10	富士厚生クリニック	大月市大月 1-17-23	0554-22-1450
11	藤本医院	大月市猿橋町伊良原 91-1	0554-22-8155
12	堀田医院	大月市大月 1-5-20	0554-22-0113
13	真木医院	大月市大月町真木 2185-1	0554-22-5060
14	武者医院	大月市大月 1-15-18	0554-23-1166
15	わたなベクリニック	大月市猿橋町猿橋 184	0554-22-2428

## 特定接種の対象となる業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、基本的な考え方は次のとおりとし、詳細については政府行動計画記載のとおりとする。

### (1) 特定接種の登録対象事業者

#### A 医療分野

(A-1:新型インフルエンザ等医療型、A-2:重大・緊急医療型)

#### B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

### (2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

区分1: 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

区分2: 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危険管理に関する職務

区分3: 民間の登録事業者と同様の職務

## 大月市新型インフルエンザ等庁内対策会議設置要綱

平成27年1月20日制定

令和7年11月28日改定

### (目的)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等の予防及び発生に緊急に対処するため、大月市新型インフルエンザ等庁内対策会議(以下「庁内対策会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 庁内対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大月市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「行動計画」という。)の策定及び見直しに関する事項
- (2) 行動計画の推進に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の対策に関し必要な事項

### (組織)

第3条 庁内対策会議は、市長、副市長、教育長、部長、消防長、教育次長及び市長の指名する市職員をもって構成する。

### (会議)

第4条 庁内対策会議の会議(以下「会議」という。)は、必要時応じて市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めたときは、会議に関係職員を出席させ、その説明または意見を聞くことができる。

### (庶務)

第5条 庁内対策会議の庶務は、市民生活部子育て健康課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内対策会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年1月28日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年11月28日から施行する。

## 大月市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年6月19日

条例第28号

### (趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、大月市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

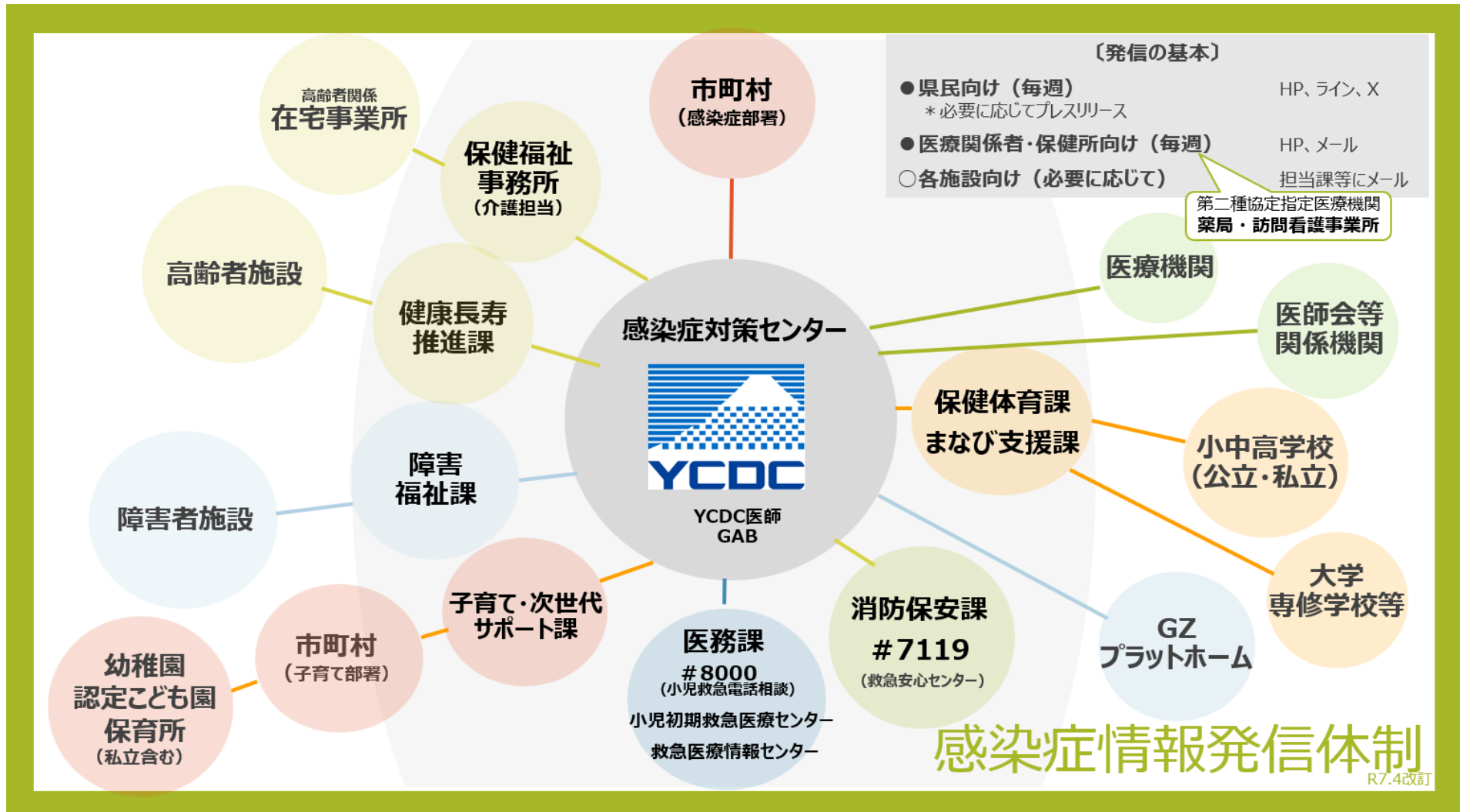
### (委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 感染症情報発信体制



《出典》県行動計画

# まん延防止対策の種類と強度

弱 強

患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等	基本的な感染対策に係る要請等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケットの徹底、手洗い・手指消毒、人混みを避けること等）</li> <li>● 感染拡大につながる場面の制限（人と人との距離の確保、大声の制限、在宅勤務や時差出勤等の推奨等）</li> </ul>
	外出等に係る要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県間の移動の自粛要請</li> <li>● 営業時間の変更に係る要請に従わないで営業が行われている場所にみだりに出入りしないことの要請</li> <li>● 外出自粛要請</li> </ul>
事業者や学校等に対する要請等	グリーン・ゾーン認証制度による感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認証制度への切替による事業者の感染対策の促進</li> </ul>
	基本的な感染対策の協力要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職場における感染対策等に係る要請</li> <li>● 健康管理や受診勧奨、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの保護者である従業員への配慮等の要請</li> <li>● イベント等における感染防止に係る計画策定等の要請等</li> </ul>
	事業者・学校等への特別の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員に対する検査を受けることの勧奨</li> <li>● 入場者の感染防止のための整理及び誘導</li> <li>● 発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>● 手指の消毒設備の整備</li> <li>● 事業所・施設の消毒</li> <li>● 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知</li> <li>● 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</li> <li>● 営業時間の変更の要請等</li> <li>● 施設の使用制限や休業要請等</li> </ul> <p>✓ 措置によって影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置等</p>
	要請に係る措置の命令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まん延防止等重点措置又は緊急事態措置に係る命令</li> <li>● まん延防止等重点措置又は緊急事態措置に係る公表</li> </ul>
	医療・保健福祉・教育における対策強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療機関、高齢者施設等の感染対策強化の要請</li> <li>● 医療機関、高齢者施設等への情報提供及び研修の実施</li> <li>● 学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有</li> </ul> <p>✓ 学校等に休業要請する場合の部分的開所の検討</p> <p>✓ 通所看護事業所等に休業要請する場合における訪問看護等の活用の推進</p>

注 「✓」の記載は、休業要請等の強力な措置に対するフォローアップの取組

《出典》 新型コロナウイルス等対策政府行動計画ガイドライン 一部改変

《出典》 県行動計画

## 感染症法上の疾病分類及び措置

感染症法に基づく措置は、感染症の重篤性、感染力、主な感染経路などの性状により、公衆衛生の観点から当該感染症のまん延の防止のためにどのような措置を講じるべきかを考慮して定められている。

区分	措置の内容	新感染症	新型インフルエンザ等	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	指定感染症
適用対象	疑似症患者の患者みなし	◎	●	●	▲*1				○*2
	無症状病原体保有者の患者みなし	◎	●	●					
調査分析公表	積極的疫学調査	●◎	●	●	●	●	●	▲*3	
	応答命令	●◎	●	●	●				
	情報の公表	●◎	●	●	●	●	●	●	
対人措置	健康診断受診の勧告・実施	●◎	●	●	●	●			
	就業制限	◎	●	●	●	●			
	入院の勧告・措置	●◎	●	●	●				
	当該入院に伴う移送	●◎	○*4	●	○*4				
対物措置	検体の採取、収去等	●◎	●	●	●				
	対物措置の実施のための調査	■◎	●	●	●	●	●		
	場所の消毒、物件の消毒・廃棄等	■◎	●	●	●	●	●		
	ねずみ、昆虫等の駆除	■◎	○*2	●	●	●	●		
	死体の移動制限、埋葬・火葬の特例	■◎	●	●	●	●			
	生活用水の使用制限	■◎	○*2	●	●	●			
	建物の立入制限・封鎖、交通の制限	■◎	○*2	●					
	検体の採取、収去等	●◎	●	●	●				
新興感染症等対応	医療・検査・宿泊施設確保の措置	●	●						
	発生・実施する措置等の公表	●	●						
	健康観察、外出自粛等の要請	○*5	○*5						
	入院患者の疾病分析（検査・臨床）	●	●						
	他の都道府県等の応援	●	●						●
	総合調整	●	●						●
	国への経過報告	●	●						○*2
国からの指示	●								

注1 ●適用 ▲一部適用 ○政省令の定めで適用 ■知事権限で適用 ◎性状判明後に政令で指定

- 注2 \*1 結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザに限る  
 \*2 具体的に適用する規定は、感染症ごとに政令で定めるものとされる  
 \*3 定点把握対象疾病は、必要に応じて実施  
 \*4 行政の権限として対象者の身柄を移送することができ、その行使に裁量がある  
 \*5 病状の程度を勘案して省令で定めるものに限る

《出典》県行動計画

## 用語解説

ここでは、第1部から第2部までの計画本文に使用する語句の意義等を解説するものであり、ここに記載する用語は、本文の初出において「\*」の印を付している。  
なお、記載の順は、五十音順、アルファベット順としている。

## あ行

### ●医療措置協定

新興感染症の発生時において、医療（病床/発熱外来/外出自粛対象者への医療の提供/後方支援/医療人材の派遣）を提供することを内容とする感染症法に基づく協定。県が新興感染症の対応を行う医療機関と平時に協議を行い締結。

### ●医療措置協定締結医療機関

感染症法第36条の3第1項の規定により医療措置協定を締結した医療機関。「協定締結医療機関」と同義。感染症有事の際に速やかに医療提供体制を構築し、県内における必要な医療を継続的に確保するため、平時から県が対象医療機関と協議の上、締結するもの。

### ●衛生物資

感染症の発生の予防及びまん延防止のためにヒトが身に着ける感染防護具（マスク、ガウン、キャップ、フェイスシールド、グローブ等）の物資。

## か行

### ●外出自粛対象者

新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の患者等のうち、感染症法により外出自粛の協力を求められた者。

### ●ガイドライン

県行動計画及び市行動計画に記載する取組を関係機関が進めるための指針となる文書であり、県や市がどのように対応するのをも含めて、県行動計画及び市行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策を具体的に記載するもの。

### ●患者等

患者、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある疑似症の者及び無症状で病原体を保有する者。新型インフルエンザ等の患者等については、感染症法に基づく就業制限、入院、外出自粛等の措置の対象となることが想定される。

### ●感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。感染症危機を取り巻く環境から、国家の危機は県の危機でもあり、県では、県民の生命・健康及び生活・経済を守るための積極的な取組が求められる。

### ●感染症指定医療機関

感染症法に基づき入院させることが必要な感染症の患者等の入院医療を担当する医療機関として、国又は県が同法第38条第1項又は第2項の規定により指定するもの。ただし、協定指定医療機関を除く。

### ●感染症対策物資等

感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品、医療機器、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

### ●感染性

ヒトからヒトへの病原体の伝播のしやすさ。

### ●感染対策

個人又は組織による感染症にかからないための取組のことであり、手指衛生、マスク着用、換気、消毒、ソーシャル・ディスタンス（対人距離）の確保、ゾーニング（空間分離）などの手法がある。なお、感染症対策とは、感染対策のほか、感染症のまん延防止のための措置や感染症の医療の確保など感染症の対策全般を含む。

### ●基本的対処方針

特措法第18条第1項の規定に基づき政府対策本部が定める新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針。

### ●業務継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（Business Continuity Plan）。作成主体によって「事業継続計画」ともいう。

### ●緊急事態宣言

特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示する。

### ●緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により、まん延の防止に関する措置若しくは医療等の提供体制の

確保に関する措置又は国民生活及び国民経済の安定に関する措置を講ずるもの。例えば、まん延の防止に関する措置としては、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

#### ●健康観察

感染症の患者等の濃厚接触者や感染症の療養者の必要な期間において、体温などの健康状態について報告を求め、患者の状態を確認すること。

#### ●抗インフルエンザウイルス薬

ヒトの身体に取り込まれたインフルエンザウイルスに働き掛け、その感染の予防や重症化の防止に効能・効果があるとして、人体への使用の安全性を確認の上、国内での製造販売が承認された医薬品。計画改定時点ではオセルタミビルリン酸塩(タミフル<sup>®</sup>、オセルタミビル)、ザナミビル水和物(リレンザ<sup>®</sup>)、ペラミビル水和物(ラピアクタ<sup>®</sup>)、ラニナミビルオクタン酸エステル水和物(イナビル<sup>®</sup>)、バロキサビルマルボキシシル(ゾフルーザ<sup>®</sup>)があり、その種類によって、錠剤、カプセル、顆粒、ドライシロップ、吸入剤、注射剤といった剤形がある。

#### ●高齢者施設等

入所系の高齢者施設及び障害者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所。

#### ●呼吸器感染症

人の肺に感染する病原体による疾病。

#### ●个人防护具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

## さ行

#### ●サーベイランス

感染症の患者や病原体の発生状況を監視し、その状況からの動向予測を行うこと。

#### ●事業継続計画(BCP)

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画(Business Continuity Plan)。作成主体によって「業務継続計画」ともいう。

### ● 自宅療養者

行政が健康観察や医療の提供、日常生活に必要な物資の支給に関与する中において、外出自粛の対象となった新型インフルエンザ等の患者等のうち、自宅で療養している者

### ● 住民接種

予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する住民向けの予防接種のこと。その対象者及び期間は、特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、国が基本的対処方針を変更し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項として定める。

### ● 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

### ● 新型インフルエンザ等緊急事態

特措法第32条第1項に規定する「新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態」をいう。

### ● 新型コロナ

令和2年以降に国内で流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けられた。県行動計画が対象とする新型インフルエンザ等のうち「新型コロナウイルス感染症」は、COVID-19とは異なる型となる。なお、「再興型コロナウイルス感染症」は、COVID-19の変異により発生する可能性はある。

### ● 新興感染症

まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であり、感染症法に基づく医療提供体制の整備等を考える上で使用される用語。このうち、特措法の対象となるものが新型インフルエンザ等。

### ● 咳エチケット

感染を防ぐため、咳・くしゃみにより発生した飛沫が周囲の人にかからないように

配慮する行為。咳・くしゃみの際に顔をそむける、腕を口元にあてるほか、マスク着用などがある。

#### ●総合調整

市町村、医療機関その他の関係機関による感染症への対応が円滑に行われるよう、感染症法に基づき国や県が行う調整。

#### ●相談センター

新型インフルエンザ等に感染したおそれのある行動歴や症状がある方の相談を受け付け、発熱外来の受診先を案内する電話窓口。

## た行

#### ●特定新型インフルエンザ等対策

地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして特措法第2条第2号の2の政令で定めるもの。なお、計画改定時点では、同政令で次のように定められている。

(1) 特措法の規定により実施する措置

(2) 次に掲げる感染症法の規定（イからハまでに掲げる規定にあっては感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び感染症法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含み、ニに掲げる規定にあっては感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）により実施する措置

イ 医師の届出《第12条第1項、同条第2項及び第3項（これらの規定を同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定》、積極的疫学調査《第15条第1項、第3項、第5項、第8項、第10項、第11項及び第13項から第16項までの規定》、検疫所との連携《第15条の2第1項及び第2項、第15条の3第1項、第2項（同条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定》、就業制限《第18条第1項及び第3項から第6項までの規定》、公費負担医療《第37条第1項、第2項（第44条の3の2第2項及び第50条の3第2項において準用する場合を含む。）、第3項及び第4項（第42条第2項、第44条の3の2第2項、第44条の3の3第2項、第50条の3第2項及び第50条の4第2項において準用する場合を含む。）並びに第42条第1項の規定》及び総合調整《第63条の3第1項及び第4項並びに第63条の4の規定》

ロ 入院・移送・退院《第26条第2項において読み替えて準用する第19条第1項から第3項まで、第5項及び第7項、第20条第1項から第6項まで及び第8項、第21条並びに第22条の規定》及び苦情・審査請求《第24条の2及び第25条第4項の規定》

ハ 書面による通知《第26条第2項において読み替えて準用する第23条におい

て準用する第16条の3第5項及び第6項（感染症法第17条第1項の規定による健康診断の勧告及び同条第2項の規定による健康診断の措置に係る部分を除く。）の規定》

ニ 感染を防止するための報告・協力《第44条の3第2項、同条第5項から第11項まで（これらの規定を第50条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定》及び外出自粛対象者の医療《第44条の3の2第1項及び第44条の3の3第1項の規定》

ホ 新感染症の所見がある者の入院・移送・退院《第46条第1項から第5項まで及び第7項、第47条及び第48条の規定》、新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知《第49条において準用する第16条の3第5項及び第6項の規定》、新感染症の所見がある者による苦情《第49条の2において準用する第24条の2の規定》、新感染症の感染を防止するための報告・協力《第50条の2第2項の規定》、新感染症外出自粛対象者の医療《第50条の3第1項及び第50条の4第1項の規定》及び新感染症の対応における国との連携《第51条第1項（感染症法第46条第1項、第3項若しくは第4項、第47条又は第48条第1項若しくは第4項に規定する措置に係る部分に限る。）の規定》

#### ● 特定接種

特措法第28条第1項の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

#### ● 特定接種登録事業者

特措法第28条第1項第1号の規定により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

## な行

#### ● 濃厚接触者

保健所が行う疫学調査の結果、新型インフルエンザ等の患者等と感染性のある期間に接触があり、当該感染症を発症する可能性があるとして判断された者。

## は行

#### ● パンデミック

感染期の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

#### ●病原性

病原体が引き起こす感染症の重症度の強さ。

## ま行

#### ●まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。特措法第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

#### ●水際対策

感染症などの上陸を阻止するために行われる検疫や検査のこと。

## や行

#### ●要配慮者

新型インフルエンザ等の患者等となり、又は濃厚接触者となった場合において、日常生活を営む上で特に配慮や支援が必要となる者。災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者と同義。高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、虐待を受けているおそれのある者などが想定される。

## ら行

#### ●リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

## わ行

- ワンヘルス・アプローチ

ヒト、動物、環境の衛生に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むという概念を表す。

## ABC・記号

- DMAT (ディーマツト)

有事の際に、医療支援を中心にトリアージや広域調整の役割を担う医師、看護師等から構成される医療隊。Disaster Medical Assistance Teamの略。

- DX (デジタル・トランスフォーメーション)

デジタル技術を活用し、生活やビジネスをよりよく変えることを指す。

- NESID (ネシッド)

感染症の発生状況を把握し・分析し、情報提供することで、感染症の発生及びまん延を防止することを目的とした「感染症サーベイランスシステム」のこと。医療機関から報告された情報をもとに保健所が患者情報や発生件数をシステムに登録し、データを蓄積。National Epidemiological Surveillance of Infectious Diseasesの略。

- #7119

救急安心センター事業の短縮番号。

住民が急な病気やケガをしたときに、「救急車を呼んだほうがいいのか」、「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」など判断に迷った際の相談窓口として、医師・看護師・救急救命士から電話でアドバイスを受けることができる仕組み。

- #8000

こども医療電話相談事業の短縮番号。

保護者の方が、休日・夜間のこどもの症状にどのように対処したらよいか、病院を受診したほうが良いのかなどの判断を迷った時に、小児科医師・看護師に電話で相談できる仕組み。



大月市新型インフルエンザ等対策行動計画  
令和8年4月

大月市 市民生活部 子育て健康課

〒401-8601

大月市大月2丁目6番20号

TEL 0554-23-8038